



島根県報

平成30年4月6日（金）

号外第64号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第266号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 4 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	安来木次線	安来市植田町28番1地先から同町16番2地先まで	前	メートル 15.22～ 19.18	メートル 69.26	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	25.98～ 48.23	69.26		
"	"	安来市植田町1番1地先から同番5地先まで	前	10.43～ 15.77	112.06	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	16.21～ 30.81	111.87		
"	斐川出雲大社線	出雲市斐川町名島347番1地先から同345番3地先まで	前	11.53～ 35.09	89.20	出雲県土整備事務所	交通安全工事 拡幅 歩道新設
			後	14.67～ 35.09	89.20		

島根県告示第267号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 4 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川出雲大社線	出雲市斐川町名島347番1地先から同345番3地先まで	メートル 89.20	平成30年 4月6日	出雲県土整備事務所	
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫1628番6地先から同4065番2地先まで	293.50	平成30年 4月10日	県央県土整備事務所	